

再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会

委員長：館 正弘

委員：安倍 吉郎、門田 英輝、後藤 孝浩、橋川 和信、兵藤伊久夫、
中川 雅裕、宮本 慎平

開催年月日：①2018年4月12日（木）

②2018年12月7日（金）

その他適宜メール委員会

活動の概要： 1. 施行細則、細則、申請の手引きを下記の通り作成した。

2. 社員総会で上記が承認された場合、本年度第1回の審査を開始する。

申請期間は6月1日～8月31日（消印有効）の予定とする。

3. 本年度のみ暫定措置を認める。

4. 本年については書類審査を2019年9月末日までに実施予定。

また、試験については第46回日本マイクロサージャリー学会学術集会
前日 2019年11月27日（水）夕方の予定。

手引き案、制度細則案、制度施行細則案は次ページよりそれを示す。

日本形成外科学会は、日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度細則および同施行細則に基づき、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

【新規申請者向け】

1. 再建・マイクロサージャリー分野指導医申請者の資格

再建・マイクロサージャリー分野指導医申請者の資格は、日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度施行細則第3章特定分野指導医申請資格を有した者です。

（施行細則より抜粋）

第3章 特定分野指導医申請資格

第9条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

1) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、委員会（あるいは日本形成外科学会）が認定した研修施設で3年以上の研修歴を有していること。

*暫定措置として、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設、新制度での研修基幹施設・連携施設を研修施設とする。また、本分野指導医常勤施設での分野指導医下における研修も研修歴として認めるものとする

2) 日本形成外科学会学術集会（各地区形成外科学会・地方会を含む）、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会のいずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。

*学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

*執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。

- 3) 再建・マイクロサージャリー領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙（申請の手引き）に定める。
- 4) 日本形成外科学会が主催する再建・マイクロサージャリー分野教育セミナーの受講歴を2回以上有していること。ただし施行開始後3年間は不要とする。

2. 認定審査に必要な提出書類

*日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度細則および同施行細則に基づき、以下の認定審査用書類（様式1～6）が日本形成外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードしてご使用下さい。

<http://111.jsprs.or.jp/member/specialist/index.html#>・・・・・・（未定）

- 1) 日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 研修証明書（様式3）
- 4) 日本形成外科学会専門医認定書（コピー）あるいは形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 5) 業績目録（様式4）

日本形成外科学会学術集会、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会学術集会のいずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること

*学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、各学術集会での座長や司会歴も含まれる。

*執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。

- 6) 症例の記録（手術記録（様式5）、手術症例の一覧（様式6）
- 7) 教育セミナー受講証明書

注：教育セミナーは2019年度より開始します。ただし制度開始後3年間は不要です。

- 8) 認定審査料振込の領収書（コピー）

3. 認定審査料

10,000円を所定の口座にお振り込み下さい。なお、既納の申請審査料は返還しません。

4. 書類提出期間

6月1日～8月31日（消印有効）*予定

5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、簡易書留またはレターパックにて委員会へ送付して下さい。

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

一般社団法人日本形成外科学会 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会 宛

TEL: 03-5287-6773 FAX: 03-5291-2176

※振込につきましては、郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

郵便振替口座：00130-2-514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

または

ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座 0514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

6. 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定審査および試験の実施時期

制度細則第7条記載の通り、認定審査は書類審査と試験からなります。

本年については書類審査を2019年9月末日までに実施いたします。

また、試験については第46回日本マイクロサージャリー学会学術集会前日 2019年11月27日（水）夕方の予定となっております。

7. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。合格者は認定登録料10,000円を所定の口座にお振り込み下さい。認定登録料の納付を確認した後は、理事長が学会の再建・マイクロサージャリー分野指導医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

【暫定措置対象者向け】

1. 再建・マイクロサージャリー分野指導医制度開始に伴う暫定措置の資格

(制度細則第7章第18条、第19条)

特定分野指導医申請資格を有し、制度細則第7章第18条、第19条に該当する暫定措置者

第18条より本学会名誉会員及び特別会員

第19条より

特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば再建・マイクロサージャリー分野指導医として登録される。

1) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設の形成外科施設長

2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

3) 以下の条件をすべて満たす施設の形成外科施設長

・日本形成外科学会認定施設、教育関連施設あるいは研修基幹施設、連携施設

・年間マイクロサージャリー手術症例数20例以上

4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

6) 医育機関の形成外科施設長

- 7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 8) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設の形成外科施設長を過去に2年以上勤めたもの

2. 認定審査に必要な提出書類

*日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度細則および同施行細則に基づき、以下の認定審査用書類（様式1～6）が日本形成外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードしてご使用下さい。

- 1) 日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 日本形成外科学会専門医認定書（コピー）あるいは形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 症例の記録（手術記録（様式5）、または手術症例の一覧表（様式6））

注：制度細則第7章、第18条に該当する申請者は不要

手術記録あるいは手術症例の一覧表のいずれかの提出が必要です。

- 5) 認定審査料振込の領収書（コピー）
- 6) 制度細則第7章、第19条に該当する暫定措置にて申請を希望する者は、資格を有する条件を証明できるもの（推薦状や在籍証明書など）を提出してください。ただし施設長については必要ありません。

暫定措置（制度細則第7章、第19条）に該当する申請者の在籍の証明には、在籍証明書あるいは在籍していた施設の施設長またはその後任者による研修証明書（様式3）を使用して下さい。推薦については、原則的には在籍していた施設の施設長あるいはその後任者によるものとします。推薦状の形式は問いません。

3. 認定審査料

15,000円を所定の口座にお振り込み下さい。なお、既納の申請審査料は返還しません。

4. 書類提出期間

6月1日～8月31日（消印有効）*予定

5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、簡易書留またはレターパックにて委員会へ送付して下さい。

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

一般社団法人日本形成外科学会 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会 宛

TEL: 03-5287-6773 FAX: 03-5291-2176

*差出人欄に「暫定措置対象者」と記載いただけますと幸いです。

※振込につきましては、郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

郵便振替口座：00130-2-514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

または

ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座 0514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

6. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。合格者は認定登録料 15,000 円を所定の口座にお振り込み下さい。認定登録料の納付を確認した後は、理事長が学会の再建・マイクロサージャリー分野指導医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

なお制度細則第 7 章第 18 条該当者については、認定登録料は不要です。

(本学会名誉会員及び特別会員)

【申請書類記入・作成に関する注意事項】

1) ダウンロードした書類に作成してください。

2) 年号の記載は西暦を用いてください。

3) 業績は本会入会後の再建・マイクロサージャリーに関するものに限り、

業績目録に併せて、各学術集会プログラム抄録集の申請の発表（講演）が掲載されているページのコピー、論文の最初のページ（題名と執筆者が記載されている）のコピーを添付してください。

4) 症例報告（手術記録、手術症例の一覧表）を作成する際、以下の点にご留意下さい。

・症例報告として、所定様式の内紙に手術記録 10 例（様式 5）、手術症例の一覧表 50 症例（様式 6）を提出してください。

・手術記録（10 例）は術前、デザイン（シエーマでも可）、術後 6 ヶ月以上経過の写真を必要とします。術中、術直後の写真（必要あれば CT、MRI 画像など）も可能な限り提出してください。写真はパワーポイント形式で作成し、CD-R に保存して提出してください。なお、原本は申請者が責任をもって保管してください。

*悪性腫瘍による術後早期の死亡などによって術後 6 ヶ月以上の経過観察ができなかった症例については、その経過などを記載し経過観察しえた最後の写真を提出してください。

・手術記録（10 例）は、下記手術が該当します。

①症例の条件

執刀例（または指導助手）に限ります。

②術式の条件

a) 頭頸部の再建手術

b) 乳房の再建手術

c) 体幹部（乳房以外）の再建手術

d) 四肢の再建手術（再接着含む）

e) その他のマイクロサージャリー手術（血管・リンパ管・神経の再建）

注 1：10 例のうち血管柄付き遊離組織移植による再建が 5 例以上必要です。

注 2：上記 5 領域のうち、2 領域以上の症例を含む必要があります。一つの領域の症例は 8 例までとします。

注3：同一症例でも部位が違えば、上記 a) ～e) の複数のカテゴリーにて提出すること
はかまいません。

注4：委員会において、症例報告（手術記録、手術症例の一覧表）として相応しくない症
例（単純な植皮術など）と認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご留意下さ
い。

- ・手術症例の一覧表（50 症例）は、下記手術が該当します。

①症例の条件

経験症例を記入してください（執刀例に限りません）

②術式の条件

手術記録（10 例）で示した 5 領域のうち、3 領域以上の症例を含む必要があります。

手術記録の 10 例は手術症例の一覧表に含めることはできません。

注：委員会において、症例報告（手術記録、手術症例の一覧表）として相応しくない症例
（単純な植皮術など）と認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご留意下さ
い。

なお、手術症例の一覧表（様式6）はエクセルファイルとして提供されています。プリン
トアウト下状態で提出してください。

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ： 再建・マイクロサージャリー分野指導医細則

2019年5月 制定

第1章 総則

第1条 この制度は、再建・マイクロサージャリーに関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により再建・マイクロサージャリー分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

第2章 特定分野指導医制度を運用する機関

第3条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第4条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 特定分野指導医申請資格

第5条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間再建・マイクロサージャリーに関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

第4章 特定分野指導医の認定

第6条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第7条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年1回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験か

らなる。

第8条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第9条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

第5章 特定分野指導医の更新

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第13条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第14条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第6章 特定分野指導医資格の喪失

第15条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき

- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第16条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を2年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

第17条 特定分野指導医としてふさわしくない行為があった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば再建・マイクロサージャリー分野指導医として登録される。

- 1) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 以下の条件をすべて満たす施設の形成外科施設長
 - ・日本形成外科学会認定施設、教育関連施設あるいは研修基幹施設、連携施設
 - ・年間マイクロサージャリー手術症例数20例以上

- 4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 6) 医育機関の形成外科施設長
- 7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 8) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設の形成外科施設長を過去に2年以上勤めたもの

第20条 この暫定措置は2019年5月14日より開始し、2020年3月31日で終了する。

第8章 細則の変更手続

第21条（改廃）この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

この細則は、2019年5月14日より施行する。

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ： 再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

2019年5月 制定

第1章 総則

第1条 この制度は、再建・マイクロサージャリーに関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により再建・マイクロサージャリー分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

第2章 特定分野指導医制度を運用する機関

第3条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第4条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 特定分野指導医申請資格

第5条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間再建・マイクロサージャリーに関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

第4章 特定分野指導医の認定

第6条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第7条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年1回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第8条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告す

る。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第9条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

第5章 特定分野指導医の更新

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第13条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第14条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第6章 特定分野指導医資格の喪失

第15条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第16条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格とな

った者は、その資格を2年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

第17条 特定分野指導医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格（制度細則第3章第5条）を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば再建・マイクロサージャリー分野指導医として登録される。

- 1) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 以下の条件をすべて満たす施設の形成外科施設長
 - ・日本形成外科学会認定施設、教育関連施設あるいは研修基幹施設、連携施設
 - ・年間マイクロサージャリー手術症例数20例以上
- 4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

6) 医育機関の形成外科施設長

7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

8) 全国がん（成人病）センター協議会加盟施設の形成外科施設長を過去に2年以上勤めたもの

第20条 この暫定措置は2019年5月14日より開始し、2020年3月31日で終了する。

第8章 細則の変更手続

第21条（改廃）この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

この細則は、2019年5月14日より施行する。